

第5回会議議事録

期 日 平成16年4月28日（水）
ところ 中条町産業文化会館多目的ホール

中条町・黒川村任意合併協議会

○事務局（羽田野）

定刻でございます。始めさせていただきますと思います。

本日は天候の悪い中、お忙しいところ中条町・黒川村任意合併協議会の第5回会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

最初に、委員さんの交代がございましたので、ご紹介させていただきます。

お手元に配付してございます協議会委員名簿、資料のつづりの一番最後の方に名簿をおつけしてございます。黒川村3号委員の中村利一郎様にかわり、桐生喜四郎様にお引き受けいただきました。また、中条町2号委員の丸山孝博様にかわりまして、丸岡隆二様にお引き受けいただきましたので、ご報告申し上げます。なお、委嘱状を交付すべきところですが、既にお手元に配付させていただいておりますので、ご了承をいただきたいと存じます。

それでは、ご紹介いたします。桐生喜四郎様でございます。

○桐生（喜四郎）委員

ただいまご紹介をいただきました桐生でございます。このたび中村さんの後任といたしまして、大変微力でございますが、皆様のご指導をいただきながら一生懸命努めてまいりたいと存じます。どうかよろしく願いいたします。

○事務局（羽田野）

ありがとうございました。

続きまして、丸岡隆二様でございます。

○丸岡委員

ご紹介をいただきました丸岡であります。丸山議員の辞任に伴いまして、新たに議会から選出されました。前任者同様精いっぱい頑張ってまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

○事務局（羽田野）

ありがとうございました。

それでは、会議に先立ちまして、会長よりごあいさつ申し上げます。

○会長（熊倉）

皆さん、こんにちは。今ほどお話ありますように、きょうは非常に風等もあり、雨もあり、道足の悪いところこうやってお集まりいただきまして、大変恐縮に存じております。この協議会の審議内容も次第に重要部門に入ってきてまいりました。なおまた、衆議院の状況等を見ますと、かねてから私どもの合併協議会も特例法の改正、それを待って行う予定であったわけではありますが、昨日衆議院にその原案が通過したというような記事もきょう出ておるようであります。そのようなこと等で、周辺の状況も整いつつあるわけありますので、今後一層また皆様からご審議賜りながら、一日も早くこの成案を得たいというふうに思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、順次会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○事務局（羽田野）

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

進行につきましては、規約第6条第3項の規定により、会長をお願いいたします。

○議長（熊倉）

それでは、議長として議事を進めさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

審議をいただきます前に、本日の会議の成立を確認いたします。

事務局から委員の出席について報告願います。

○事務局（羽田野）

委員の出席につきましてご報告申し上げます。

委員数35名のうち出席いただいている委員は34名、欠席の委員は1名であります。

以上でございます。

○議長（熊倉）

事務局から報告がありましたとおり、委員35名のうち出席いただいております委員が34名であります。協議会規約第6条第2項の規定により、会議は成立いたします。

続きまして、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

会議の傍聴の申し出について事務局から報告願います。

○事務局（羽田野）

本日の会議の傍聴につきましては、一般傍聴人13名、報道関係2社から申し出を受けております。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま事務局から報告がありましたとおり、傍聴の申し出がありましたので、会議運営規程第3条により、本日の会議は公開することにしてよろしいかお諮りをいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、本日の会議は公開といたします。

それでは、早速議事に入ります。

議案第2号 合併の期日についてを議題といたします。

この案件につきましては、第2回会議におきまして、現時点では平成17年秋を目途とし、現行合併特例法の改正動向を踏まえて後日検討するとご確認いただいたものでございます。今ほどもちよっとごあいさつに申し上げましたように、合併特例法の改正動向というこの見通しがそういう方向になってきておることもお含みいただきたいと思います。

それでは、早速事務局より説明願います。

○事務局（羽田野）

それでは、議案書1ページをお開き願います。議案第2号 合併の期日についてご説明申し上げます。

今会長の方からお話がありましたことと重複しますが、合併の期日につきましては、1月28日に開催いたしました第2回会議におきまして、平成17年秋を目途とし、具体的な期日については現行合併特例法の改正動向を踏まえて、後日決定することをご確認いただいております。

まず、合併特例法の改正動向でございますが、政府はこの3月9日に現合併特例法の改正案を国会に提出し、昨日27日に衆議院本会議で可決され、参議院に送付されました。このことから具体的な期日としまして、合併の期日を平成17年9月1日とすることを提案するものです。合併の期日については、本協議会の進捗状況はもとより、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業または公的行事との関係、町村長、議会議員の任期、合併時の事務事業の移行や引き継ぎなど、そこに至る十分な準備期間を含めて設定されたものでなければならないと考えております。そこで、本日提案いたします平成17年9月1日設定の考え方がありますが、新市についての周知期間あるいは制度等の周知期間も確保できること、住民サービスや事務の執行に支障がなく、新体制への移行に対応しやすいこと、合併後新市長を選ぶ選挙が行われますが、新体制での新年度の予算編成等新市長誕生から新年度、18年度のスタートまでに時間的余裕がとれること、以上これらの状況を総合的に勘案しましてご提案申し上げます。

なお、参考といたしまして、お手元に合併関連法案の報道記事を配付してございますので、後ほどごらんになっていただきたいと思います。よろしくご審議願います。

○議長（熊倉）

ただいま事務局より説明していただきました。合併の期日は、平成17年9月1日とすることについて、ご質問なり、ご意見がございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

はい。

○片野委員

片野でございます。私そのものも非常に妥当な線で決定されたのではないかなと思っております。これはこれとしてよしとするのですが、実は先般町の広報と一緒に新市の名称募集が入っていました。それで、ある方からちょっと言われたことが合併の日にちはいつ合併するのか、そういうこともまだはつきりしていないのに新市の名前の募集なんてちょっとおかしいのではないのかと。言われてみると、もっともかなと思いました。それで、きょうここでこういうふうこの日にしようということが協議され、きょうはこの期日についての提出でございまして、正式決定は次回の協議ということになるのかもかもしれませんが、そういうことをはつきり住民の皆さん方になるべく早くお知らせしておかないと、いつ合併するのかわからないのに、新しい市の名前の募集なんてぴんとこないというふうなことを言われましたので、その辺のところを皆さん方に早目に周知をしていただけるようにしてもらえないものでしょうかということが私からの意見でございます。

○議長（熊倉）

事務局。

○事務局（羽田野）

今片野委員さんから大変ありがたいお言葉いただいたのでございますが、確かにそのとおりかと思えます。ただ、協議会だよりの方が15日発行ということで予定してございまして、たまたまその締め切りが5月の17日ということでございますので、なるべくこれから印刷屋さんとお話をしまして、その辺のところをもう少し早目にできるか、ちょっと検討させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（熊倉）

今後のいろいろ情報の取り扱い等については、できるだけそういうそごを来さないようなことに配慮してもらおうように努めますので、その点ひとつご了承いただきたいと思えます。

それでは、議案第2号の合併の期日については、平成17年9月1日とするということにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の合併の期日については、原案のとおり平成17年9月1日ということに決定させていただきます。

次に、議案第5号 議会議員の定数及び任期の取扱いについては、前回からの継続協議の案件でございます。これについて事務局から説明をお願いします。

○事務局（羽田野）

議案書5ページをお開き願います。議案第5号 議員の定数及び任期の取扱いに関しましても、第2回協議会でご提案申し上げていた件ではありますが、皆様もご承知のとおり協議会でも積極的な議論をいただいていたところであります。

まず、定数につきましては、廃置分合により新市が設置される場合には、地方自治法の規定により人口規模に基づく定数を条例で定めなければなりません。合併によって議員数が激変することを考慮し、同法の規定により、26人とするものであります。

また、任期につきましては、合併特例法の在任特例を適用し、平成19年4月29日まで引き続き新市の議員として在任することとするものです。ご承知のとおり中条町、黒川村の議会の議員は、合併によりすべて失職し、50日以内に定数に基づく選挙を行うことを原則としておりますが、これに対する合併特例法の特例の取り扱いをいかにすべきかとの議論がありました。今回の在任特例の適用につきましては、一つ目に、新市建設計画をより適切に実行できるようにするためには、合併前の両町村の議会議員が引き続き新市の議会の議員であることを一定期間保障し、計画の実行を担保していくことも重要であるこ

と、二つ目に、この計画を両町村から選出された議員が見守ることにより、地域住民の不安を解消することができるのではないかとということが議論されてきました。また、新市建設計画の円滑な実施を考えますと、議員の選挙の実施を少なくとも1会計年度を経過した後とした方が望ましいとの意見も考慮し、今回の案を導くに至りました。合併を平成17年9月1日といたしますと、1年8カ月間の在任特例ということになりますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（熊倉）

ただいま事務局より説明をしていただきましたが、新市における議員の定数、これは26名とするものであります。また、合併特例法に定められております在任特例を適用することとし、合併後平成19年4月29日まで引き続き新市の議員として在任することを提案されております。この提案につきましては、先回の会議において両議会で特例を使うことについていろいろ検討いただく同時に、その日にち等についてもいろいろ調整をいただいて、その結果を報告いただいたところでありまして、それで、この協議会にその結論を得て提案いたしましたところではあります。もし両議会の方々に賛同を得られるならば、19年4月29日とはありますけれども、30日、たった1日、これはいろいろあれがあって、統一地方選挙なんかの経緯もあったり、発祥の一つの歴史もあったりしているようではありますけれども、1日というのはどうも一般の人々になじめないのかなというふうにも考えますので、議会の方々が差し支えなければ、19年4月30日というふうにお願ひできないものでしょうか。いかがでございますか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

中条の方はどうでしょう。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

今報告いただいた結果をそのまま出したのでありますが、今ここで両議会の方々からも了承をいただきましたので、皆様方の方にあります議案、19年4月29日を4月30日ということに修正させていただいて、ご質疑をいただきたいというふうに思います。いろいろと議論いただいたところでもありますので、よろしゅうございますか。

はい。

○片野委員

この日程、約1年8カ月ぐらいの日程になります。そうすると、限りなく2年に近くなってくるわけですが、私の考えそのものとしては、原則設置選挙というふうな考え方ですけれども、こういうことに対しては、最終的な議決を得るのは、それぞれの議会議決が必要ですので、議会の方でいろいろ調整された結果こういうふうになったのであれば、一応やむなしでございますが、ただこれを今度住民の皆様方に十分納得できるようにしてもらわないと、去年でしたか、おととしでしたか、合併しました南アル

プス市みたいに丸々2年の特例をとったのが住民の皆様方からの意見がありまして、選挙を繰り上げて行うというような、外目で見ただけで非常に格好悪いようなことが生じるところがありましたので、これについては議会議決もそうですが、住民の皆様方の十分な納得を得られる方策をとってもらわないと、南アルプス市の二の舞みたいなことはぜひ避けるようにしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ありがとうございます。

このことについては、正式にいろいろ決めていくまでまだ相当期間がありますが、それぞれ両町村においてさらに住民説明をやり、これらについての理解も十分得るように努力してまいりたいというふうに思います。

なお、もう少し1年半とか何かというふうにした方がいいではないかということにもなりますけれども、そういうことにこだわってくると、冬の寒い真ん中に選挙をやるというようなことにもなるものですから、冬を避けて手前にするか、後にするかになってくると、結局統一地方選挙がたまたま行われるその4月ということの方がベストであろうというようなこと等で、ここになっているということ等についてもご理解をいただきたいと思います。なお、今ほどありましたこのことについては、地域住民もいろいろ関心持っていることでありましようから、できるだけPRに努める。そしてまた、説明会等においてみては、それについて納得のいただけるように十分手当てをしてまいりたいというふうに思います。

それでは、この議案第5号につきましては、定数は26、そして議員の任期は平成19年4月30日ということに決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議がないようでございますので、そのとおり一部修正をさせていただいて、残り議案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第7号 地方税の取扱いについての一部継続部分としておりました法人市町村民税の法人税割について議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局（羽田野）

13ページをお開き願います。議案第7号 地方税の取扱いの継続分でございます。初めに、先回の会議におきまして、委員さんの質問でまだ制度調整を行っている最中で、財政影響額がまだ見えてこない段階で自主財源である法人税の減収幅が大き過ぎる調整についていかがなものかというご意見がございました。現在行っております行政制度調整は、現行のサービス水準を低下させないことを基本的な考え方としておりますことから、最終的な検証はできておりませんが、財政的な影響額が大きくなることが予想されます。しかしながら、合併によって行財政改革が図られることと、特別職や職員、議員の削減

による効率化による財源を福祉などのサービスに向けることも考えられます。ただ、効率化による効果があられるのは、合併してから数年後になると思われまことから、合併後の財源影響を考慮し、自主財源である法人税割の修正提案をするものでございます。先回の提案では、税率は黒川村の13.2%とする内容でございました。財政影響額は平成15年度予算で約1,800万の減収となっております。

それでは、お手元に配付してございます法人税についての参考資料ということで、参考2というものをごらんになっていただきたいと思ひます。法人税割の税率については、中条町は制限税率の14.7%、黒川村は13.2%とそれぞれ異なった税率を採用しております。法人税割は、法人に利益が出た場合に賦課される税であることから、景気状態に左右されるということもありますが、平成16年度当初予算で、仮に中条町の税率を黒川村の税率である13.2%に下げた場合、約2,300万円の減収が予測されます。さらに、これに加えて両町村に二つ以上の事業所を持つ法人が合併により一つの法人とみなされるため、均等割でも減収となります。法人税割について、両町村の税収総額の約9割を占める中条町の税率を下げることは、均等割と合わせ約2,500万円の減収となり、今後の財政運営に非常に大きな影響が出てくることと考えられます。しかしながら、合併と同時に、黒川村の税率を制限税率を引き上げることは、黒川村の納税者に急激な負担を強いることとなります。したがって、合併特例法の地方税に関する特例第10条を適用し、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく公平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5カ年度に限り、その公平を欠く程度を限度として、課税をしないこと、また不均一を課税をすることができると定められております。負担は低い方という調整の基本方針はあるものの、両町村の法人税割については、中条町の税率を採用し、黒川村の税率について合併年度及びそれに続く5カ年度は不均一課税で調整することを提案するものでございます。よろしく願ひいたします。

○議長（熊倉）

ただいま事務局より説明ありましたが、この案件につきましてご意見、ご質問等ございましたら願ひをいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、議案第7号の地方税の取扱いについての一部継続分につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第8号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

この案件につきましては、前回提案説明をさせていただいたものでございますが、事務局より補足説

明をお願いします。

○事務局（羽田野）

15ページをお開き願います。農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関しましては、先回協議会でご提案申し上げていた案件であります。その中で、在任期間につきまして、合併の期日が決定した後に再度協議をお願いすることとしておりました。先ほどの議案第2号で合併の期日を提出させていただきましたので、今回在任する期間について提案させていただくものであります。

合併特例法の在任期間を適用することにつきましては、前回の協議会で説明させていただいておりますが、その期間を平成18年3月31日までとし、合併を平成17年9月1日としますと、7カ月間の在任特例ということになります。これは、新市発足後新市長選挙が実施され、短期間で2回の選挙を行うようなことを避けたいことと、選挙時期を冬期間や農繁期を避けたいということからでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（熊倉）

ただいま事務局より補足説明をしていただきましたが、この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、議案第8号の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第9号 国民健康保険事業の取扱いについて議題といたします。

この案件につきましては、前回提案説明をさせていただいた案件でございます。ご質問、ご意見等ありましたらお願いをいたします。いろいろ勉強いただいているところではありますが、ご質問なり、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

格別ご異議ないようでございますので、議案第9号の国民健康保険事業の取扱いについては、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第10号 各種事務事業の取扱いについてを議題といたします。

この案件につきましては、前回提案説明をさせていただいた案件でございますので、ご質問、ご意見がありましたらお願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、議案第10号の各種事務事業の取扱いについては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第11号 各種事務事業の取扱いについて、環境衛生に関することではありますが、これについて議題といたします。

この案件につきましても、前回提案説明をさせていただいた案件でございますが、ご質問等ご意見ありましたらお願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、議案第11号の各種事務事業の取扱い（環境衛生に関すること）については、原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第12号 使用料・手数料等の取扱い（その1）について議題といたします。

この案件につきましても、前回提案説明させていただいた案件でございますので、ご質疑、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、それでは議案第12号の使用料・手数料等の取扱い（その1）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第15号 介護保険事業の取扱いについて議題といたします。

事務局から説明を願います。

この案件につきましても、今回は提案説明、次回に協議をいただくということのものでありますので、そういう意味でお聞き取りいただきたいと思っております。

○住民福祉課長齊藤（中条町）

それでは、まず介護保険事業につきましてご説明いたします。そのほか項目が非常に多いことから、見出しの部分で両町村で大きく差のある部分を特に説明させていただきます。

介護保険の1ページでございますが、この中で介護保険料でございますが、現在の保険料若干差はございますが、現在の第2次事業計画が平成17年度まででございます。したがって、18年度からは新しい

第3次事業計画に入るわけでございますので、その新しい事業計画に基づいた給付見込みに基づき保険料を決定することになります。そういうことで、平成18年度から統一するというものであります。

それと、下から2行目の介護保険の横出しサービスというのがありますが、これは黒川村で通常のサービスのほかにプラスアルファで行っているものでございますが、このうち活用されているのが紙おむつの給付のみでございます。これにつきましては、後ほどご説明いたします高齢福祉部門で中条町では一般会計の方で給付が行われておりますが、そちらの方が黒川村の方の給付よりかなりいいということで、そちらの方に統合して、介護保険の方では横出しサービスは廃止したいというものでございます。

そのほか督促手数料につきましては、中条町100円、黒川村150円となっておりますが、これは中条町の例により統一するというものであります。

それから、一番下の介護相談員派遣事業、これにつきましては、各施設あるいは在宅、自宅の方へ相談員がお伺いしまして、介護保険に関するいろいろな相談を受けているものであります。これは、黒川村では行われておりませんので、中条町の例により行うというものでございます。

あとそのほかにつきましては、おおむね事務的な部分でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊倉）

今ほど事務局から説明があったところでございますが、また後ほど持ち帰って十分目を通していただいて、決定するのはこの次の協議会で決定するわけですけれども、十分見ていただいた上でまたやってみられれば結構だと思いますが、とりあえず今の説明のところでは何かお気づきの点、質問等ございましたらご発言いただきたいというふうに思います。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

なければ次に進ませていただきますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

これからの議案はみんな議決をするのではなくて、新たに提案をし、そして説明をし、次回に決定させていただくというものでありますので、その点お含みおきをいただきたいと思います。

それでは、議案第16号 各種事務事業の取扱い(福祉事業に関すること)について議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○住民福祉課長齊藤（中条町）

それでは、まず高齢福祉につきましてご説明いたします。

この見出しの1ページになりますが、2行目の紙おむつ支給事業、これにつきましては、先ほどご説明しましたように、中条町の例によって統一するというものでございます。

それから、その下の軽度生活支援事業、これにつきましては、中条町では新発田地域シルバー人材センターへ事業委託をしているものでございますし、黒川村ではホームヘルパーを派遣しているものでござ

ざいますが、中条町の例により統一するというものでありまして、ただし黒川村で実施している雪おろしについても、事業内容に加えるというものでございます。

それから、その2行下の寝具乾燥消毒サービスでございますが、これにつきましては、中条町の場合町有車により社会福祉協議会で委託しておりますが、黒川村では民間の業者に委託してございます。現在中条町で所有している寝具乾燥車も非常に老朽化しております、そういうことから原則として、委託にしたいというもので、黒川村の例により統一したいというものであります。ただし、その中で毛布、マット等を加えまして、自己負担割合を1割程度としたいというものでございます。それで、減免規定は中条町の例によるということで、若干値上げにはなりますが、減免規定があることから、実質的に影響は少ないというふうに考えております。

それからもう一つ、一つ前で申しわけありません。食の自立支援ということでありまして、給食サービスでございます。これにつきましては、中条町では社会福祉協議会へ事業委託してございますし、県からの間接補助事業でやっておりますが、黒川村では共同募金の配分金を財源としてやっていると、そういうことから合併時には中条町の例により統一するというものでございます。

そのほかあとは大きい部分で金婚式、これにつきましては、中条町では別途の日を設けて行っておりますが、黒川村では敬老会の会場で一緒にあわせて行っているということで、これにつきましては、老人クラブなどと開催内容について協議したいというもので、3年をめどに統一したいというものであります。

それから戦没者慰霊祭、これにつきましては、中条町では通常町の体育館、黒川村では樽ヶ橋にある慰霊碑の前で行っているということで、このあり方につきましては、合併後検討するというものであります。

それから、敬老会につきましては、現行のとおり行くと。ただし、対象年齢につきましては、中条町が75歳以上でありますし、黒川村は70歳以上ということでございます。70歳を過ぎた方というと、70そこそこではまだみんな若くて今は元気な方ばかりでございます。そういうことから、段階的に引き上げて75歳までとしたいというものであります。あと敬老会のその行事の内容につきましては、3年以内に統一するというものであります。

敬老のお祝い事業につきましても、それぞれ両町村中身が異なっておりますので、これにつきましても、3年以内に統一するというものであります。

長寿顕彰事業につきましては、中条町は77歳、88歳といろいろとあるそれぞれの節目節目に顕彰を行っております。黒川村にはありませんので、中条町の例により行うというものでございます。

あと老人クラブの助成事業につきましては、特に連合会の助成事業、これにつきましては、連合会との間で協議し、組織も一つの統一したものとするように図るというものであります。補助金につきましても、現状の規模を維持したいというものでございます。

それから、シルバー人材センターでございますが、中条町はシルバー人材センターに加盟しておりま

すが、今のところ黒川村では利用はできますが、登録はできないということから、合併したときは中条町の例により行くと、そういうものでございます。

続きまして、社会福祉事業でございますが、まず民生委員、児童委員についてでございますが、この定数は現在中条町57名、黒川村15名でございます。合併時にはそれぞれの人数を足したものでございます。

○議長（熊倉）

今説明しましたのは、27ページまでありますけれども、その以後に今度また新しい16号の別紙というのがございますので、そこをお開きいただきたいと思います。

○住民福祉課長齊藤（中条町）

では、続けさせていただきます。

議案第16号の別紙福祉事業に関するこのうち社会福祉についてでございます。これにつきましては、今申し上げましたように、民生、児童委員の定数につきましては、現在中条町57名、黒川村15名ということで、そのそれぞれの合計した72名とするというものでございます。それから、組織につきましても、両町村にあるものを統一するというものでございます。

それから災害見舞金、災害甲慰金、これにつきましては、両町村でございますが、甲慰金の金額が中条町の方が高いということで、中条町に統一すると。ただ、これはずっと実績はございません。

それから、福祉バスの運行につきましては、中条町現在マイクロバス1台ございまして、各種事業等に使っているものでございますが、これは中条町の例によって行うというものでございます。

さらに、集会所の建設についての補助金でございますが、中条町では各町内集落で建設した場合、それぞれの補助金がございます。黒川村では村立といいますが、村で建てた施設がほとんどであるということから、補助金制度はございません。したがって、今後は中条町の例によって行うというものでございます。

それから、議案第16号の別紙の障害福祉についてでございます。これにつきましては、両町村でほとんど差異がないものでございますので、現行のとおりとするものでございますが、このうち幾つか中条町で実施しており、黒川村でないサービスがございます。まず、移動入浴サービス事業ということで、身体障害者の方々に入浴車を派遣しまして、入浴サービスを行うものであります。

それから手話奉仕員の派遣事業、これにつきましては、会議、その他病院へ行くときとか、そういったときに耳の不自由な方々のために手話奉仕員を派遣する事業でございます。

それから、人工透析における通院のための交通費の助成事業でございます。これにつきましては、人工透析をしておられる方のタクシー代の補助という、そういう趣旨で月額4,000円助成しているものでございます。

それから、聴覚障害者等電話ファクスの助成ということで、耳の不自由な方々ための電話ファクスの基本料金の助成でございます。

それから心身障害者扶養共済制度の助成金、これにつきましては、県の事業で行っております心身障害者扶養共済制度化ございますが、これの掛金について助成するというものでございます。

それから、重度心身障害者手当につきましては、これは重度心身障害者を介護している家族の方に手当を支給しているもので、月額5,000円の手当を支給しているというものでございます。これらをいずれも中条町の例により統一するというものでございます。

それから、児童福祉についてでございます。

〔「ページ数を言っていたきながら説明していただくとわかりやすい」と呼ぶ者あり〕

○住民福祉課長齊藤（中条町）

大変失礼いたしました。それでは、児童福祉についてご説明いたします。

○議長（熊倉）

大変申しわけないのですが、次々めくって行って、各種事務事業の取扱いの福祉事業に関するところ（児童福祉）というところまでまずめくっていただかないと、この次から通しか何かもう少し見やすいようにさせますので、今のところひとつ根気よくご勘弁をいただきたいと思います。

では、始めてください。

○住民福祉課長齊藤（中条町）

児童福祉についてのまず5ページでございますが、子育て支援センター事業でございます。これにつきましては、現在中条町では築地保育園及びほっとHOT・中条で実施しております。そんなことで、現在黒川村ではございませんので、中条町の例によって行うというものでございます。

それから、次のページの第6ページ、出生祝金制度でございます。これにつきましては、中条町では制度はございませんが、黒川村では健康母子手当金ということで、第3子以降についてお祝い金を支給しているというものでございますが、これにつきましては、現行のとおりとし、合併後3年以内に統一するというものでございます。これは、後ほども出てきます保育料にも関係しますが、中条町の場合、黒川村の場合でも第3子以降の子供さんの保育料の軽減というのがございます。これらとあわせたもので整理していく必要があるであろうと、そんなふうに考えております。

それから乳幼児の医療費、7ページでございますが、これにつきましては、県の制度で3歳まででございますが、中条町は4歳まで、黒川村では4歳の入院までについて助成がございまして、中条町の例により統一するというものでございます。

次、9ページ、言葉と心の相談事業ということで、言葉のおくれや心の発達がおくれている子供さんの保護者を対象にいたしまして、専門の相談員を配置して相談、指導を行うというものでございまして、中条町では16年度から始めた事業でございます。学校の方では前からやっておりましたが、ことしから始めたものであり、中条町の例によって行うというものでございます。

それから、次の10ページのブックスタート事業、これは6カ月と1歳6カ月の子供さんを対象にしま

して、絵本をプレゼントするというものでございまして、これは中条町の例によって行うというものでございます。

それから16ページ、児童福祉の保育所の関係でございまして、この中にことしから始めました中条町では休日における保育を実施いたしました。それから、次のページにございまして、障害児のための保育、あるいは保育園児と地域の方々との交流のための事業、これがございまして、これはまた別な補助事業がございまして、それぞれ中条町の例により実施するというものでございまして。

次の18ページにございまして、まず保育料の額、これにつきましては、20ページと21ページにそれぞれの保育料の基準表が載っております。この表のとおり中条町の方がそれぞれ若干高いということでございまして、これにつきましては、現行のとおりとし、合併後3年以内に統一するというものでございまして。ちなみに中条町に黒川村の保育料の基準額で当てはめると、約1,800万円の収入が減るというものでございまして、黒川村で中条町の基準額を当てはめると、約60万ほど収入がふえると、そういうこととなります。

それから、23ページにございまして、保育園児の英会話教室、学校法人太平洋の方で実施しております英会話教室に参加した子供さんに補助するものでございまして、現在4歳児と5歳児を対象に補助を中条町で行っております。これも中条町の例によって行うというものでございまして。

以上で児童福祉を終わらせていただきます。

○議長（熊倉）

それでは、ただいまいろいろ事務上不適切などころがありまして、申しわけないのでありますけれども、議案第16号についての説明をさせていただいたところでありますが、次回に協議をいただく案件でありますので、質問等ございましたら大あらまし質問を受け、次に進みたいというふうに思いますが、何か今の大きな説明のところでご質問等ございましたらご発言いただきたいと思います。

どうぞ。

○片野委員

障害福祉のところの17ページ、聴覚障害者等電話ファクス助成事業、これはどういう事業なのでございましょう。

○住民福祉課長齊藤（中条町）

耳の不自由な方につきましては、電話がかかってきまして、それがよく電話では対応できないわけでございます。したがって、ファクスで伝言を送るということになりますが、その電話ファクスの場合、基本料金がちょっと上乘せになります、通常の固定電話よりも。半額助成するというものでございまして。

それから、信号装置の付加使用料については、全額助成すると、そういうようなものでございまして。

○片野委員

ファクスが来たというのは、光とか何かで知らせるという意味合いの品物ですか。今ファクスと電話が一緒になっていて、特別ファクス料金なんて取られていないはずなのですが、昔はファクスの設置料

金と別個に取られましたのですけれども、今は電話機とファクスが一体になっていまして、ファクス設置のための料金というのは、特に取っているということはないと思うのですが、それはいいのです。私の言いたいことは、これはあくまでも耳の聞こえない方、それからしゃべられない方のために文字で対応しようという意味合いですよね。それで、今ここでのあれですけれども、これ合併後の調整でも構わないのですけれども、今インターネットの接続が非常に進んでいまして、インターネットでもメールのやりとりで耳の聞こえない方、しゃべれない方、十分あれで対応できる時代になっておりますので、そういうふうな障害のある方々に対してもどうということに対して補助できるかなというのは、今後の一つの検討課題としていただきたいと思います。

○事務局（羽田野）

わかりました。

○議長（熊倉）

ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

それでは、ただいまの議案第16号の説明につきましては、一応ご了承いただいて、次に入りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、議案第17号の保健事業の取扱いについて議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○住民福祉課長齊藤（中条町）

それでは、保健事業の取扱いについてご説明いたします。

まず、人間ドック検診でございますが、これにつきましては、黒川村では40歳以上の方について助成しているものでございますが、5ページになります。この5ページの事業というのは、対象となるのは社会保険の本人、そしてその家族ということになろうかと思えます。国保については、国保事業の方で助成をしてございます。これは、中条町では実施しておりませんので、現行のとおり行いまして、3年以内に統一するというものでございます。ただ、この場合国保の場合は、その財源というのは国民健康保険税で賄われているということでございまして、その被保険者がみずから出した財源で助成を受けている。こちらの方は一般会計の方で助成しているということになりまして、それぞれ継続する場合、国保の被保険者との負担について十分に検討する必要があるかと、そんなふう考えております。

それから、ちょっと戻っていただきまして、1ページになりますが、老人保健事業、ここに各種健康教育あるいは検診がございます。これにつきましては、それぞれ両町村で若干対象年齢の差あるいは個人負担の額に差がございます。そういうことから、これは皆すべて現行のとおりとして、3年以内に統

一するというものでございます。それから、その個人負担のあり方でございますが、補助事業などの場合、ある程度の補助金の基本額がございます。そんなことなども参考にしながら決めていく必要があるのではないかと。ちなみに中条町ではおおむね係る費用の3分の1程度はというか、30%程度を目標に負担していただいていると、そういうことでございます。

それから、次のページの2ページになりますが、母子衛生関係、これにつきましては、乳幼児の健診など、若干の年齢の差はございますが、やっていることは皆同じでございます。そんなことから、中条町の例によって行うというものでございまして、特にただ会場については、子供さんの場合それぞれ1回当たりの人数が少ないと、そういうことから1カ所にまとめてほっとHOT・中条でやるというものでございます。

あと健康教育と、それにつきましても、ほぼ大きな差はございませんので、それぞれ中条町の例により統一するというものでございます。

それから、歯科検診の方でございますが、これにつきましても、そう大きな差はございません。そんなことで、こういった事業、各種検診事業、講座につきましては、それぞれ個別にやっているものもございまして、統合してやれるものについては、一つの事業であわせて一緒に同じ会場でやれるように1回であわせてできるものはやっていけるようにしたいというものでございます。

3ページのフッ素塗布、歯科保健につきましては、フッ素塗布につきましては、中条町では集団塗布、黒川村では医療機関の方でやっているわけでございますが、これにつきましては、原則集団、それでそのときできなかった子供さんには医療機関でやっていただく、そういうふうにして、その方が個人負担も安くなるということからであります。あとそれぞれ大きな差はございません。

4ページの方にございます診療所につきましてはでございますが、これにつきましては、それぞれの施設でございますので、現行どおり行うというものでございます。

以上で保健事業についての説明を終わらせていただきます。

○議長（熊倉）

ただいま17号の保健事業の取扱いについてということで説明がありました。今大ざっぱな説明ではありますけれども、この中で何かご質疑等ございましたらお願いをいたします。

○渡辺委員

健康診査、老人保健事業もそうなのですが、このページを見ると、相当3年以内に統一するというのがほとんど出てきているのですが、3年という基準というのはどういうふうなあれなのですか。3年以内ですから、半年、1年というのも中に入っていると思うのですが、例えばこういった人間ドックというのは、合併した後例えば現行どおりとするのであれば、差が相当あるのではないのかなというふう思うのですが、この3年以内に統一というのは、3年というのはどういう背景なのか。その辺お聞かせいただけますか。

○議長（熊倉）

事務局。

○住民福祉課長齊藤（中条町）

まず、合併した年も含めて3年という趣旨でございますので、合併した初年度はそのままいくというのがわかりいただけるかと思いますが、それでそのままさらにもう一年やってみてどうなるか。あるいはそれで2年です、最高。そのくらいやれば本来どうあるべきかというのが見えてくるだろうと、そういうことでございます。余り長くバランスのとれないままいくというのはよくないだろうということでございます。

○議長（熊倉）

ほかよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、今説明いたしました案件につきましても、今回は提案説明でありますので、次回に協議をいただき、決めていきたいというふうに思いますので、17号の議案説明は以上で終わります。

次に、議案第18号 各種事務事業の取扱い(教育委員会に関すること)についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○教育委員会次長南（黒川村）

それでは、議案第18号につきまして説明を申し上げます。

教育委員会に関することということでございます。3ページをお開き願いとございます。3ページに関しましては、調整項目ということで、教育委員の選出ということでございます。調整の方針といたしましては、合併時に統一をするというようなことございまして、この構成につきましては、法令の定めによってこのような形で5名というようなことになってございます。委員の任期等の件でございますけれども、現在の委員は合併時に失職し、合併後の最初の委員は、市長職務代理者が合併に伴って失職した教育委員のうちから選出をするというふうなことでございます。

それから、最初の教育委員会の会議は市長職務執行者が招集をする。それから、臨時に選任された委員の任期は、合併市の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日までというふうなことでございます。

それから、教育委員の任期につきましては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年というふうなことで、各委員の任期は市長が定めるというふうなことでございます。

4ページをお開き願います。4ページにつきましては、いじめ、不登校対策でございます。この件につきましては、名称中条町と黒川村ごらんのとおり若干変わってございますが、合併時にこれは統一をさせていただきとございます。

それから、この内容でございますけれども、概要でございますが、各学校単位で委員会を設置をするというふうなことでございまして、その連絡調整という会も設置をするということでございます。現在

中条町で設置をされておりますさわやかルーム、これはそのまま継続をするというふうなことでお願いをいたします。

次、5ページをお願いいたします。学区通学基準でございます。中条町の小学校が5学区、黒川が3学区、中学校が中条町3学区、黒川村が1学区でございます。これも現行のとおりというふうなことでやらせていただきとうございます。

次、6ページでございますが、現行のとおりの内容のところ、その下のところでございますが、合併時に中条町の例により統一をするというふうなことでうたわれておりますが、6ページをお開きいただきます。(4)のところの中条町の分を見ていただきとうございます。(原則として、小学校第6学年並びに中学校第3学年に在学する場合とする)というふうになっておりますが、こんなことで黒川の場合は6学年だけということでございますので、中条町の例によるというふうなことで考えてございます。

それから、7ページをお願いいたします。7ページ、スクールバスについてでございますが、中条町でございます黒川村にはございません。調整方針でございますが、運行の範囲につきましては、合併後中条町の例により調整をします。ただし、合併年度は現行のとおりとする。利用範囲につきましては、中条町の例によるということでございます。

8ページをお願いいたします。委託バスについてということでございますが、これにつきましても、中条町の例によるというふうなことでやらせていただきとうございますし、次のスクールバスの郊外実習等への活用というふうなことで、同じ中条町の例により調整をするというふうなことでお願いをいたします。

9ページでございます。負担金補助の交付ということでございます。ここの現状からすれば、中条町負担金26件でございます。黒川村は37件でございます。補助金に関しては、中条町13件、黒川村5件ということで、後ろのページもあるわけでございますが、合併後調整をさせていただくということでございます。ただし、合併年度は現行のとおりとさせていただくというような内容でございます。

11ページをお願いいたします。11ページは、学校教育財産ということございまして、これはすべて新市に引き継ぐということをお願いをいたしとうございます。

それから、その他の教育財産、これに関しましても、すべて新市に引き継ぐというような内容のものでございます。

以上でございます。

○議長(熊倉)

今ほど議案第18号の説明のあったところでありますが、ご質疑等ございましたらお願いをいたします。ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長(熊倉)

なければ一応今の説明を受け、また十分目を通していただいて、次回にそうしたご質疑等を取りまとめ、ご質問いただきたいと思います。

格別なければ議案第18号の説明を終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、以上で一応説明を終わらせていただきます。

それでは、ちょっとお諮りいたしますけれども、時間も相当あれでございますので、この辺で10分間ほど休憩いたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、10分間ほど休憩させていただきます。

（休 憩）

○議長（熊倉）

それでは、これから会議を再開させていただきます。

議案第19号の各種事務事業の取扱いのうち学校教育に関することについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○教育委員会次長南（黒川村）

それでは、議案第19号について説明を申し上げます。

学校教育に関することということでございます。3ページをお開き願いとございます。調整項目の題が幼稚園の設置ということでございます。これは、中条町にございまして、黒川村は該当なしということでございまして、現行のとおりとするというふうなことでお願いをしたいと思います。

4ページをお願いいたします。これに関しましても、私立幼稚園就園奨学費補助ということでございまして、これも中条町の例によるということでお願いをしたいと思います。

それから、5ページでございまして、小学校の設置ということでございまして、中条は5校の小学校がございまして、黒川は3校でございまして、合わせて8校でございまして、これは現行のとおりというふうなことでございまして、位置とか、敷地面積、建物面積、ここに記載してございまして、よろしく願いをいたします。

それから、次6ページでございまして、学童保育でございまして、中条町に4カ所、黒川村に1カ所でございます。この件に関しましては、合併時に中条町の例により統一をするということでございまして、ただし実施箇所については、現行のとおりとするというふうなことでお願いをいたしたいと思います。

7ページお願いいたします。中学校の設置ということでございまして、中条町3校、黒川村1校ということでございまして、現行のとおりとするというふうなことでお願いをいたします。

8ページをお願いいたします。学校開放ということでございまして、いずれも各中条が8校、黒川が

4校ございますが、この開放はやっているわけでございますが、若干表現、例えば開放施設ということで見ていただければ、黒川村の場合は施設名書いてございませんが、中条町の場合は体育館、グラウンドというふうなことで表現されておりますので、合併時に中条町の例により統一をすることとさせていただきます。開放施設につきましては、現行のとおりというふうなことでやらせていただきとうございます。

9ページをお願いいたします。国際化教育ということでございます。国際化教育に関しましては、中条町はイリノイ大学の関係、それから学校法人太平洋との委託関係等々でたくさん英会話教室等やっております。黒川村の場合、今中国の舞踊団を招いたりして、交流しております。中条の方では、英会話教室をおこなっています。合併した場合の黒川村の人が中条町で英会話教室へ通う場合はどうだろうというふうなことで、算定をしております。10人というふうな形で算定した場合、22万5,000円が出てくるというふうなことで、参考資料をつけてございます。この調整方針につきましては、合併時中条町の例により統一をするというふうなことでお願いをいたします。

10ページをお願いいたします。人権教育でございます。人権に関しましては、中条町の場合は同和指定地区でございます。黒川の場合は指定地区ございませんが、これらにつきましても、人権教育でございますが、同和も入りますので、合併時に中条町の例により統一をするというふうなことでお願いをいたします。

11ページをお願いいたします。給食方式でございます。中条町の場合であればセンター方式と、黒川村の場合は単独方式ということで、方法が違ってございますが、これは現行のとおりということでやらせていただきとうございます。

12ページをお願いいたします。12ページにつきましては、中条町産のコシヒカリの補助でございます。黒川村の場合は、おこなっておりませんが、これは中条町の例によるというふうなことでやらせていただきとうございます。財政への影響額ということですが、中条町の例によって合併した場合、41万6,640円が補助金として今後支出が見込まれるということとでございます。

13ページをお願いいたします。学校給食用米の粉のパン供給事業ということでございます。中条町はおこなっておりません。黒川村で、おこなっています。これは合併後調整をするというふうなことでお願いをいたします。ただし、合併年度は現行のとおりというふうなことでお願いをいたしたいと思っております。

14ページをお願いいたします。14ページにつきましては、要保護、準要保護児童生徒就学援助ということでございます。これに関しましては、中条町が、6月に前年度の所得が確定するというところとさせていただきます。黒川はその確定前の見込みでやっておりますので、この辺を統一して、6月ということとやらせていただきたいということでございます。ただし、合併年度は現行のとおりというふうなことでお願いをいたします。

15ページでございます。特殊教育就学援助ということでございますが、これは両町村とも差異がござ

いませんので、現行のとおりやらせていただくというふうなことでお願いをいたします。

16ページをお願いいたします。特殊諸学校就学奨励制度ということでございますが、これは中条町が町単独でこういう事業をやっておりますので、中条町の例によるというふうなことでお願いをいたします。

それから、17ページでございます。奨学金でございますが、中条町、黒川村ともおこなっております。若干貸与月額の金額が中条は3万円もしくは5万円と、黒川は4万円と、違いがあります。又、黒川の場合1万円というのがございますが、高校生の場合1万円というふうなことで、中条町はないというふうなことでございます。この件につきましては、両町村の制度のもとに新たに制度を定めていきたいというふうなことでございますし、ただし合併時においては現行の制度を活用するというふうなことでお願いいたします。

18ページをお願いいたします。私学学校学費助成制度ということでございます。これは、調整方針にありますとおり、両町村差異がないため、現行のとおりということでございますので、こんな形でお願いをしたいと思います。

19ページでございますが、私立幼稚園教育振興補助ということでございます。これも中条町の幼稚園1校があるわけでございますので、これは中条町の例によるというふうなことでお願いをいたします。

それから、20ページをお願いいたします。教育活動補助金ということでございます。これに関しましても、中条町の例によるということでございまして、ただし合併年度につきましては、現行のとおりというふうなことでお願いをいたしたいと思っております。

それから、21ページでございますが、遠距離児童生徒通学費補助ということでございます。中条町の場合はございません。黒川村の場合は、あるのではございますけれども、現在申請者なしというふうなことでございます。そんなことで、黒川村の例によるというふうなことで調整をさせていただきたいという内容のものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（熊倉）

ただいま学校教育に関する分野での説明がありました。何かご質問等ございましたら。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

格別なければ今回は提案説明ということでございますので、次回に協議をいただく案件でもございますので、次に移りたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

では、次に進ませていただきます。

次に、議案第20号の各種事務事業の取扱いのうち、社会教育に関することについて議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○教育委員会南次長南（黒川村）

それでは、議案第20号につきまして説明いたします。

社会教育に関することございまして、31件ほどございます。それでは、3ページの方からお願いいたします。最初、公民館ということでございます。調整方針のところにかかれておりますとおり、中条町立中央公民館、これを中央公民館とし、黒川村公民館を地区公民館とするということでございます。営業日、営業時間等につきましては、現行のとおりとし、合併後に調整をさせていただくということでございます。若干の閉館時間の差、開館時間の差の時間の差はございます。それらの調整をさせていただくという内容のものと、それから若干ずつ施設が違いますので、その辺を調整させていただきたいという内容のものでございます。

4ページをお願いいたします。図書館でございます。ちなみに中条町は中条町図書館でございますが、黒川村は図書室でございます。それはご了承願いたいと思いますが、この設置運営につきましては、現行のとおりとして、合併後に調整をさせていただくということでございます。これは今ほど申し上げましたように、開館時間はほとんど同じでございますが、閉館時間、それから貸し出しの期間とか、冊数、これが若干違うので、調整をさせていただくという内容のものでございます。

5ページをお願いいたします。その他の社会教育施設ということでございます。中条町は3件ございまして、黒川村はございませんが、設置運営につきましては、現行のとおりということでお願いいたします。

6ページをお願いいたします。生涯学習ということでございますが、当分の間現行のとおりとし、新市において策定をするというふうなことで、こういうプランをやらせていただきとうございます。

7ページをお願いいたします。生涯学習情報提供ということでございますが、黒川ではかわら版というものがございますので、合併時に黒川村の例により統一をするというふうなことでお願いいたします。

8ページをお願いいたします。生涯学習フェスティバルということでございますが、現行のとおりとし、合併後調整をさせていただくということでお願いいたします。

それから、9ページでございますが、生涯学習相談というふうなことでございますが、中条町の方でいろいろと内容ございますので、中条町の例により統一をするというふうなことでお願いいたします。

それから、10ページをお願いいたします。生涯学習マスコットということで、中条、黒川ともにございますので、合併後公募により決定をさせていただくということでございます。

それから、11ページでございます。文化振興事業（日輝会）ということでございますが、これは中条町にこういう日輝会の美術品でございます。そんなことで、これは現行のとおりとさせていただきながら、寄贈作品につきましては、すべて新市に引き継ぐという内容のものでございます。

12ページをお願いいたします。産業文化会館推進事業ということでございますが、これはごらんのと

おり現行のとおりということでございます。

13ページでございますが、社会教育計画ということでございますが、合併年度は現行のとおりとする。新市においてこういう計画は立てるということでお願いをいたします。

14ページをお願いいたします。社会教育委員でございます。社会教育委員につきましては、合併時に失職し、新たに選出をするということでございます。定数は10名以内、任期は2年とするということでございます。

それから15ページ、同和教育でございますが、前に述べたとおりでございますが、合併時中条町の例により統一するというようなことでお願いをいたします。

16ページをお願いいたします。芸術文化事業ということでございますが、これも現行のとおりとし、合併後調整をするというふうなことでお願いをいたします。

17ページでございますが、公民館運営審議会でございます。公民館運営審議会につきましては、合併時に失職し、新たに選出をする。任期は2年、委員数は15名以内というふうなことで、調整方針でございます。

18ページをお願いいたします。青少年教育でございますが、この件に関しましても、現行のとおりとし、合併後調整をさせていただくということでございますし、次の成人教育も19ページでございますが、同じく現行のとおりとし、合併後調整をさせていただくということでございますし、それからめくっていただきまして、20ページ、高齢者教育、これも同じ調整方針でございます。

それから、21ページのその他の公民館事業等ということに関しましても、これも内容をちょっと見ていただきますと、成人式とか、あいさつ運動とか、いろいろございますが、現行のとおりとし、合併後調整をさせていただくというふうなことでございます。

それから、22ページをお願いいたしますが、家庭教育、それから学級講座、これらも現行のとおりとし、合併後調整をさせていただくというふうなことでお願いをいたします。

24ページをお願いいたします。24ページ、図書館運営事業ということでございまして、これは中条町の例によるというふうなことでやらせていただきとうございます。

25ページでございます。文化財保護審議委員会ということでございますが、これも合併時に中条町の例により統一をするというふうなことでやらせていただきとうございます。

それから、26ページでございます。文化財の整備台帳ということで、中条町が46件、黒川44件ございます。これを中条町の例により統一をするというふうなことでお願いいたします。

28ページでございますが、その他の文化施設ということでございますが、これにつきましても、運営日、運営時間についても現行のとおりとするというふうなことでお願いをしたいと思います。

29ページでございますが、青少年健全育成団体補助金ということでございます。ここにありますように、青少年の関係で補助金を出しているわけでございますが、これは現行のとおりとし、合併後調整をさせていただくというふうなことでお願いをいたします。

30ページをお願いいたします。女性団体の補助金、中条町の例によりということでございますし、31ページ、これも文化団体の補助金ということで、これも中条町の例によるというふうなことで調整をさせていただきたいと思っております。

それから、32ページでございます。32ページは、伝統芸能等保存団体への補助金ということでございますが、これは黒川村がこんな形でございますので、調整方針といたしましては、現行のとおりとし、合併後調整をさせていただくというふうなことでお願いをいたします。

33ページをお願いいたします。その他の社会教育団体の補助金というようなことで、小さい字ですらっと並んでおりますが、中条町22団体、黒川村は8団体なのでございますけれども、これらは現行のとおりとさせていただきまして、合併後調整をさせていただくという内容のものでございます。

34ページをお願いいたします。34ページ、社会教育関係団体以外の補助金というようなことでございますが、ここに板額イベント補助金というような、それから中条町PTA連絡協議会というようなことでございますので、中条町の例によるというふうなことでお願いをいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（熊倉）

ただいま社会教育に関する事項ということで、提案説明のあったところでございますが、何かお気づきの点ございましたらお願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

格別なければ次に進ませていただきますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

では、ご異議ないようでございますので、議案第20号については以上で終わりたいと思っております。

それでは引き続きまして、議案第21号の各種事務事業の取扱い（スポーツ振興に関すること）について議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○教育委員会次長南（黒川村）

それでは、議案第21号のスポーツ振興に関することということで、14件ほどございますので、説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。3ページには、体育施設ということで載っております。これらの施設につきましても、運営日、運営時間等につきまして、現行のとおりとし、合併後に調整をさせていただくというふうなことでございます。中条町15施設、黒川村3施設でございますが、時間等が若干違いございますので、その辺を調整させていただくという内容のものでございます。

7ページをお願いいたします。スポーツ振興審議会ということでございますが、中条町にスポーツ振

興審議会というのがございますので、調整方針につきましては、中条町の例によるというふうなことでお願いをいたします。

8ページをお願いいたします。スポーツ推進員の関係でございますが、これも合併時に中条町の例により統一をするというふうなことでお願いをいたします。

9ページでございますが、これも体育指導委員ということでございます。この中にちょっとお願いあるのでございますが、9ページの黒川村のところなのでございます。町民のスポーツ活動でなくて、「町」でなくて「村」ということで訂正をお願いいたします。これは調整方針といたしましては、合併時に中条町の例により統一をするというふうなことでお願いをいたします。

それから、10ページをお願いいたします。各種大会ということで載ってございます。中条町14大会、黒川村15大会、合わせて29大会いろいろとあるものでございまして、同じようなものであれば拡大できるように、また町村独自のものであれば、参加者をふやして拡大を図るような形で調整をしていきたいということで、10ページから13ページまででございますが、よろしくをお願いをいたします。

14ページをお願いいたします。14ページでございますが、スポーツバス運行事業ということでございます。これ中条町にあるわけでございますので、中条町の例によるというふうなことでお願いをいたします。

15ページお願いいたします。これもスポーツバス借り上げ事業ということで、これも中条町の例によるというふうなことでお願いをいたします。

16ページをお願いいたします。ジュニアスポーツ教室ということでございます。中条町に二つ名称ございます。黒川に一つございますが、現行のとおりとし、合併後これは調整させていただくということでございます。

それから、17ページでございます。その他のスポーツ教室ということでございますが、中条に6教室、黒川村に1教室あるわけでございます。現行のとおりとし、合併後調整をさせていただくという内容のものでございます。

18ページをお願いいたします。代表チーム派遣補助金制度ということでございまして、これは中条町の場合こういう例がございます。全国大会の場合では1人1万5,000円、北信越では1万円というようなことで、補助金を出しておるわけでございます。ちなみに黒川村の場合は体協で行っておるというようなことでございまして、調整方針といたしましては、中条町の例によるというふうなことでお願いをいたします。

19ページをお願いいたします。その他の補助金負担金ということでございまして、中条町12件、黒川村が7件でございますが、あるわけでございますけれども、調整方針といたしましては、現行のとおりとし、合併後これを調整させていただくということでございます。ただし、スポーツ傷害見舞金につきましては、町村総合保険で対応するというふうなことで、黒川村のスポーツ傷害見舞金については、これを削っていきたいという内容のものでございます。

20ページでございます。勤労青少年ホーム事業ということでございます。これは、このような制度が
ございますので、中条町の例によるということで調整をさせていただきたいという内容のものでござい
ます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（熊倉）

今ほど事務局からスポーツ振興に関すること等についての概要説明があったところでありますが、今
ほどの説明につきまして、何かご質疑等ございましたらお願ひをいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

格別なければご了承いただいたものとして、次に進ませていただきたいと思います。よろしゅうご
ざいますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、次に進ませていただきます。

次は、議案第22号 使用料・手数料等の取扱い（その2）についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○住民福祉課課長齊藤（中条町）

それでは、住民生活部会に関係する部分からご説明いたします。

3ページでございますが、保健福祉施設ということで、ほっとHOT・中条及び次の総合福祉センタ
ーでございますが、これは中条町にのみある施設でございますので、中条町の例によるというものでご
ざいます。

第4ページ、高齢者センターでございますが、黒川村高齢者センター、これは黒川村にのみある施設
でございますので、黒川村の例によるというものでございます。

それから、次のページ、第5ページ、児童館につきましては、それぞれ両町村に1カ所ずつございま
す。そういうことで、当分の間現行のとおりとする。ただ、施設ごとの各部屋の面積とか、いろいろご
ざいますので、それらを考慮して合併後調整すると、そういうものでございます。

教育委員会次長南（黒川村）

続きまして、公民館使用料ということで説明をさせていただきます。公民館使用料ということでござい
ますが、施設といたしましては、3施設ございます。これにつきましては、当分の間現行のとおりとす
るが、施設ごとの均衡を考慮し、調整をするというふうなことをお願いをしたいと思います。

それから、次のその他の社会教育施設使用料ということでございます。図書館とか、陶芸研究所の関
係でございます。これは、黒川村に施設ございませんので、中条町の例によるというようなことでやら
せていただきとうございます。

それから、学校使用料でございます。この件に関しまして、小学校が8、中学校が4あるわけですが、当分の間現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し、調整をするということでお願いいたします。

文化会館の使用料でございますが、これはご存じのとおり中条町産業文化会館でございます。これは中条町の例によるということでやらせていただきとうございます。

それから、その他の文化施設ということでございますが、奥山荘歴史館とか、中条町文化財収蔵庫ですか、というようなことで、黒川にも郷土文化伝承館とかございますので、これは当分の間現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し、調整をするということでお願いをいたします。

それから、次の2ページのところでございますが、屋内運動場の使用料ということでございます。これに関しましては、中条町の体育館、それからグラウンド、サンビレッジ中条というふうなことでございます。黒川では、黒川村体育館ということでございます。それから武道館、それから弓道場、それから屋外運動場の使用料、プールの関係、それから学習、ミーティングとかの これらのこと、その他地域スポーツ施設使用料ということであるわけですが、当分の間現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し、調整をさせていただくというようなことで、一括お願いをしたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊倉）

それでは、ただいま議案第22号の説明をしてもらいました。何かございましょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

なければ一応ご了承いただいたこととしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、以上をもちまして、本日提案いたしました議案についての審議を全部終了いたしました。まことにありがとうございました。

それでは次に、次回の協議会について、事務局より説明を願います。

○事務局（羽田野）

次回協議会日程、それから提出予定議案についてでございますが、第6回中条町・黒川村任意合併協議会開催予定日時でございますが、5月24日月曜日、午前9時30分からでございます。会場は、当会場でございます。

2点目の提出予定議案でございますけれども、行政制度調整、総務に関する事、建設に関する事、農林水産業に関する事、商工観光に関する事、そのほかに調整が間に合えば変更もあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。そのほか継続協議議案ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊倉）

ただいま次回5月24日というふうなこと、それからまた概要についても説明のあったところでありますが、ご質疑等ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

なければ以上で事務局の説明を終わりにして、ほかに事務局から何かありますか。

○事務局（久保田）

事務局の久保田です。よろしくお願ひいたします。私の方からは、その他ということで、A4資料の2ページをごらんいただきたいと思ひます。資料2、電算システム統合に係る調査委託についてのご説明をいたします。

両町村で現在稼働しております電算システム調査及び電算システム総合資料を作成することとし、電算移行がスムーズに行われるように調査するものであります。調査期間につきましては、空欄となっておりますが、5月中旬から6月末日までを予定として考えております。新市の本所、支所及び各庁舎での業務につきましては、本所、中条町、支所、黒川村を想定し、中央装置は基本的には本所に設置することを考えております。支所の窓口業務は、当面の間は本所と同等の業務を行うこととし、また両町村の稼働システムにつきましては、中条町では住民記録関係システムは株式会社日立製作所、黒川村では株式会社BSNアイネット、市町村税関係システムは中条町株式会社日立製作所、黒川村ではBSNアイネット、財務会計関係システムは、中条町株式会社日立製作所、黒川村では株式会社システムクリエイト、人事給与システムは、中条町では株式会社日立製作所、黒川村は株式会社システムクリエイトとなっております。このように両町村では行政事務のほとんどに電算システムが利用され、管理運営されており、そのシステムは業者により開発されてあります。また、電算システムは商品であるため、各電算業者で創意工夫されたオリジナル仕様により開発し、構築されており、また各町村の事務にはカスタマイズしているものがあります。現状については、両町村システムは大半が異なる業務システムを利用しております。例えば住民記録システムにしても、当然同じシステムを使用することは限らないこととなります。また、両町村の事務量の相違により、導入しているシステムやシステムの導入の有無にも違いがあります。

4ページをごらんください。電算化状況調査からシステム総合計画書までの流れを記載しております。5ページから7ページは、両町村に関しての業務システムを記載しております。業務システムの有無、委託等もございますので、一概にすべて両町村同じ業務システムであるとは限りません。後ほどごらんいただきたいと思ひます。

8ページをごらんください。システム総合基礎調査スケジュールの内容を記載しております。何分にも合併目標が平成17年9月ということですので、早急に委託業者を選定し、調査を行い、移行業務に差し支えないように行いたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま事務局の方からの説明がありました。

これらについて事務的な問題でもありますので、なお事務局とよく詰めて善処したいというふうに思いますので、ご了承いただきたいと思います。

ほかに委員の皆様方たちの方から何かございませんでしょうか。

どうぞ。

○片野委員

済みません、たびたびで。最後に事務局にお願いがあるのですが、ここに傍聴に来たくても仕事や何かあって来られない方がホームページに掲載される議事録を見るのが楽しみといたしますか、あの議事録を読むと傍聴へ行ったよりも非常によくわかると、そうおっしゃられていて、会うといつ載るのだろうねと言われますので、非常に膨大な量をテープにとって、そこから起こすわけですから、作業としては大変なものだとは思いますが、早目に載せてやっていただけませんかでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（熊倉）

ほかに。

○事務局（羽田野）

一つ報告させていただきます。

既に委員の皆様方には「胎内川流域の我が郷土」という冊子が届いているかと思っておりますけれども、これは4月12日に黒川村蔵王の片野徳蔵様、元黒川村の助役さんをなさった方でございますけれども、片野様から両町村の合併の動きを機会に両町村の流域の郷土史として、両町村の歴史をまとめた冊子でございます。500部の寄贈を当協議会長あてにいただきました。これは、両町村の教育関係、図書館、それから区長さん、議員さん、各団体、企業などに配布させていただいております。まだ若干の部数が残っております。非常に問い合わせもありまして、ほとんど残り部数がないといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（熊倉）

それでは、連絡事項は以上であります。以上で本日の会議を終わりたいと思います。本当に長時間いろいろありがとうございました。